

生徒会会則

第1章 総則

第1条 この会は新曽中生徒会といいます。

第2条 この会は全会員の自治活動を通じて、明るく民主的な学校生活をつくりあげるとともに、将来よりよい社会人となるための基礎をつくることを目的とします。

第3条 この会は新曽中生徒全員を会員とします。また、先生方を顧問として迎え、この会の運営にあたり、必要な指導と助言を受けます。

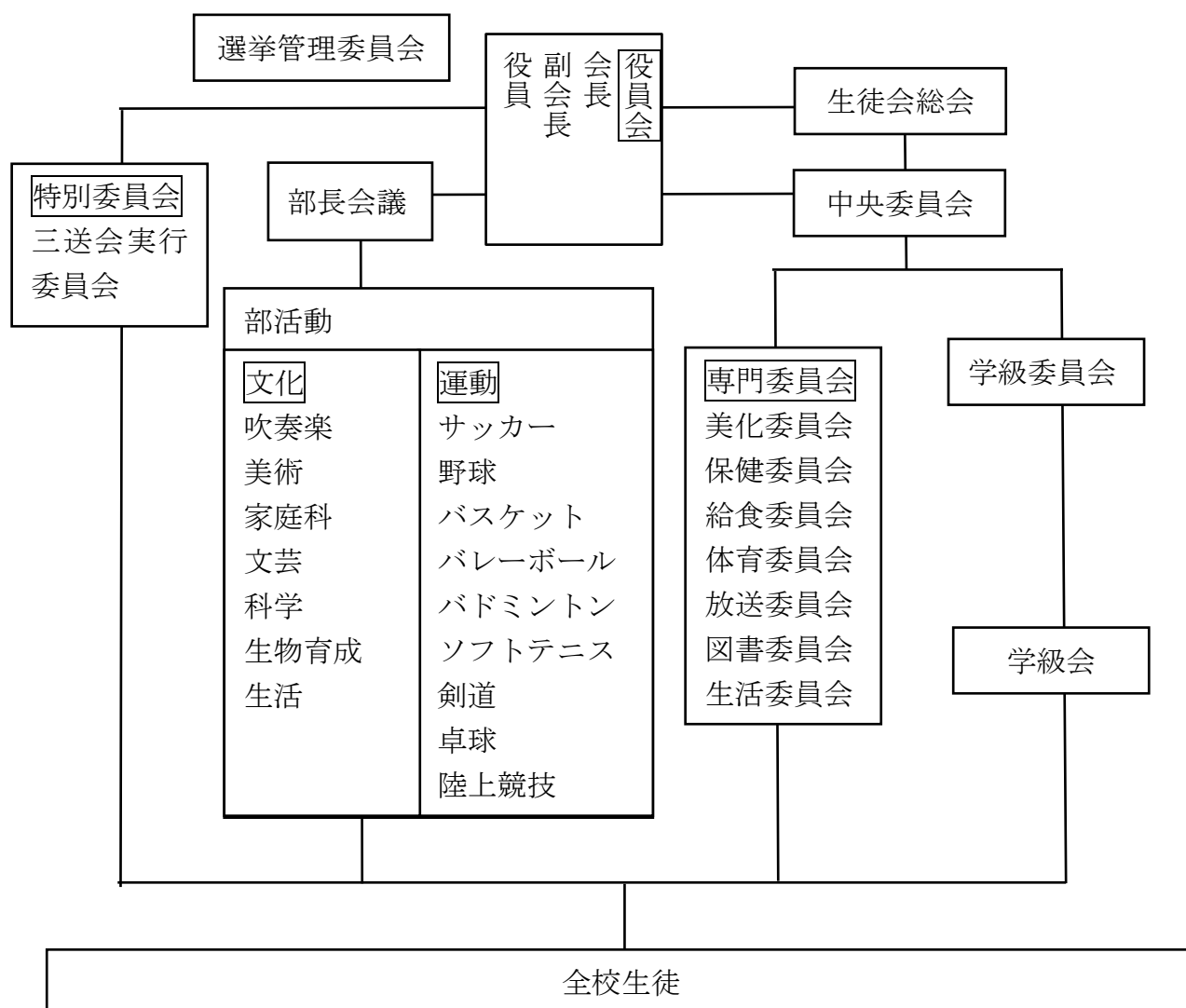
第4条 この会の会員は、本会の目的を成しとげるために、次の権利と義務をもちます。

(1) この会の諸活動に参加すること。

(2) 会役員を選挙すること、および役員に選挙されること。(選挙管理規約参照)

第5条 この会は、生徒会総会、役員会、中央委員会、学級委員会、専門委員会、学級会、部長会議、部活動をもって組織します。

【生徒会組織図】



第2章 役員

第6条 この会の役員とその任務は以下のとおりです。学年は選挙時のものとします。

会 長 1名 会の代表者であり、会の運営を行います。(2年生)

副 会 長 2名 会長を助け、会長の代理を務めます。(1年生1名・2年生1名)

役 員 6名 本会の活動の記録、広報活動、各専門委員会との連携の中心を担います。(各学年最低1名)

第7条 役員の任期は11月1日より翌年10月31日までとし、立候補制により全会員の選挙により選ばれます。

第3章 生徒会総会

第8条 生徒会総会は、この会の最高議決機関であり、会長の招集によって開きます。

第9条 生徒会総会は次のことを審議し、決定します。

- (1) 前役員の活動報告
- (2) 新役員の活動計画の発表
- (3) 会則の改正の決定
- (4) その他必要なことがらの決定

第10条 臨時の生徒会総会は、会員の4分の1以上の要求があつたとき、または会長が必要と認めたときには、開くことができます。

第4章 中央委員会

第11条 中央委員会は、役員、専門委員長、学級委員長によって構成され、会長が招集します。

第12条 中央委員会の任務は次のとおりです。

- (1) 各種原案の作成、諸会議の提案
- (2) 生徒会総会、中央委員会の決定に基づく必要な活動の実施

第5章 学級委員会

第13条 学級委員会は、各学級の学級委員によって構成され、各学級の生活と学力の向上のための中心となります。(各組男女1名)

第14条 学級委員は学級の互選により選ばれ、その任期は前期4月1日～10月31日、後期11月1日～3月31日とします。

第15条 学級委員会は、次の活動を行います。

- (1) 学級内の諸問題を協議します。
- (2) 各専門委員会の決定を実行するために必要なことがらを協議します。
- (3) 各専門委員会に学級の意見を提出します。

第16条 学級委員会は必要に応じて、学年学級委員会を構成することができます。また、必要に応じて専門委員長を入れます。

第7章 専門委員会

第17条 専門委員会は各学級の専門委員によって構成され、必要に応じて開催されます。
主な任務は次のとおりです。

- | | |
|-----------|-----------------|
| (1) 美化委員会 | 校内の美化及び整備に関する活動 |
| (2) 保健委員会 | 健康管理に関する活動 |
| (3) 給食委員会 | 給食に関する活動 |
| (4) 体育委員会 | 体育行事に関する活動 |
| (5) 放送委員会 | 放送等に関する活動 |
| (6) 図書委員会 | 学校図書に関する活動 |
| (7) 生活委員会 | 学校生活に関する活動 |

第8章 部活動

第18条 各会員は、いずれかの部に属することができます。

第19条 各部の代表と生徒会役員により、部長会議を構成します。壮行会や新入生オリエンテーションについて協議し、実施します。

第20条 新設部、休部、廃部等や部活動の細部については、別項の「部活動規約」に基づいて決定します。

第9章 特別委員会

第21条 この会は、次の特別委員会をおきます。

- (1) 三送会実行委員会

第10章 会則の改正

第22条 各学級の意見のもとに、改正の必要が認められた場合には生徒会総会において、会員の3分の2以上の同意で決定します。

第23条 選挙管理規約及び部活動規約は別に設けます。

付則 この会則は、昭和53年9月1日より実施します。

付則 この会則は、令和7年5月28日より実施します。(第1章 第2・3・5条、第2章 第6条、第3章 第8・10条、第4章 第11・12条、第5章 第13・14・15・16条、第10章第22条改正、第8章、第9章追加)